

平成28年10月31日

教 育 長
消 防 長
市長部局の部長等 様
執行機関事務局の長
議 会 事 務 局 長

市 長

平成29年度予算編成方針について

本年8月に総務省が示した「平成29年度地方財政収支の仮試算」においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされた。

このため、平成29年度予算編成では、経常収支について、平成28年度予算と同規模を確保することができる見通しであることから、昨年度に引き続き、配分予算のマイナスシーリングは設けず、平成28年度予算における配分額を基準に配分予算を設定したところである。

しかし、一般財源のうち地方交付税は、国の財源不足により臨時財政対策債に振り替えられる額が大きく増加する見込みであるほか、本市の財政状況については、依然として政策予算の財源に必要な経常収支差額を十分に確保することができない状態にある。

このため、歳入面においては、ふるさと納税による寄附金を含む特定目的基金の活用や使用料・手数料の見直しといった財源確保に取り組んでいるところであり、

歳出面においては、平成27年度に実施した事務事業評価において、平成29年度から実施することとしている事業の見直しについて、確実に予算に反映させていかなければならない。

今年度、第5期恵庭市総合計画によるまちづくりがスタートし、さらには、恵庭市総合戦略による事業も本格スタートした。厳しい財政状況にあっても、人口減少社会を乗り越え、未来においても恵庭が住みやすいまち、住み続けたいまちであり続けるため、恵庭の創生に挑戦し続けなければならない。

こうしたことから、総合計画、総合戦略に掲げる事業に加え、まちづくり拠点整備事業を強力に推し進めることにより、恵庭の発展を実現したい。

これらの事業を着実に進めながら、同時に行政評価による事務事業の見直しも不断に行い、持続可能な行財政運営の実現に向け、職員が一丸となって課題解決を図るよう新年度の予算編成に取り組んでいただきたい。

1 総括的事項

- (1) 平成29年度予算編成は、これまでの一般財源配分方式を継続する。
- (2) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえた事業の大胆な見直し、統廃合、縮小化のほか、経費の思い切った削減などの検討を進めるとともに、行政評価の結果を適切に予算要求に反映させること。
- (3) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (4) 平成28年度から特定目的基金が再編された。ふるさと納税による寄附を含む各基金の活用については、各基金管理課が中心となって活用方針を定め、造成を目的としているものを除き、原則として翌年度以降に活用すること。
また、寄附金を活用した場合は速やかに寄附者に用途を報告すること。
- (5) 予算要求に当たっては、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮し、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策予算要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」を挙げるための視点を持ち、既存事業の見直しを積極的に行うこと。
また、使用料・手数料の額の見直しによる増収分を適切に積算し、要求に反映するとともに、増収に伴う一般財源分については各部に存置するので、各部において適切に予算に反映すること。
- (6) 一般財源配分による配分内の予算要求事業であっても、原則として査定対象とすることから、要求内容については予め十分精査しておくこと。ただし、臨時的経費要求がない場合にあっては配分内経費の査定は行わない。
- (7) 平成29年度予算編成においても、引き続き市民と行政の相互理解を深めるために予算編成の情報共有を進めることから、積極的な情報公開を行うものであること。

2 具体的事項

(1) 歳入

国においては、税と社会保障の一体改革に伴う制度改革をはじめとする様々な制度改革を進めている。国庫補助制度等の見直しや消費増税の延期に伴う財政措置の動向などに留意した上で予算要求を行うこと。

①市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を的確に捕捉したうえで見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、収納率の向上、債権の早期回収、滞納整理等引き続き適切な徴収管理に努めること。

②使用料、手数料、負担金、諸収入

平成29年度より、受益者負担の原則、負担の公平性確保の観点から、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況などを勘案して適切な受益者負担の措置がとれるよう使用料及び手数料の額等を見直すこととしている。

見直し対象以外のもので料金負担を求めているものや減免措置を設けているものについては、その妥当性を検討し、適正・的確な額となるよう検討を進めること。

また、市税と同様、賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、徴収の強化に努めること。

③国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度の変更などの情報収集を行い、国や道の動向把握に努めること。

また、補助事業については、その実施に伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討した上で活用すること。

④財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等を進めること。

(2) 歳出

①政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランク A・B・C）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査の上要求すること。

B・Cランクの事業については、予算査定時において事業実施の可否について判断を行うものであることに留意すること。

政策的判断を要するにも関わらず、予め政策的予算要求を行っていないものについては要求を認めないので留意すること。また、政策的経費は「配分対象外経費」とするものであること。

②政策的事業経費のうち翌年度以降の要求について

平成28年度予算において、政策的経費として予算化された事業のうち、翌年度以降、経常的に発生する経費については、「来年枠」として要求すること。

③臨時的経費の要求について

①、②を除く臨時的な経費で、単年度に限った経常経費のうち、一般財源ベースで30万円以上の増額要求については、臨時的経費要求を認めるものであるが、30万円を超えるからという理由で安易に臨時的経費として要求するのではなく、配分枠内での対応を基本とし、現にやむを得ない経費についてのみ、臨時的経費として要求すること。

④配分対象経費の組替えについて

①、②、③を除く経常経費の増額要求については、次の取り扱いとする。

- ・一般財源配分予算額内で組み替えて要求すること。
- ・使用料・手数料の増収に伴い存置された一般財源を充当すること。
- ・組み替え可能経費の区分は各部に配分された「一般財源配分」内の経費（配分対象経費）とする。したがって、「人件費、臨時・非常勤職員賃金・共済費、扶助費、指定管理料、債務負担、長期継続契約の一部、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、組み替え対象外である。
- ・なお、組み替えについては、市民の声を活かし、部の独自性のある取り組みを行うよう努めること。
- ・特に、過去に流用している細節については、必要金額についてよく検討し、

流用を要さないように組み替えること。

⑥平成29年度における臨時事務補助の賃金の要求は、平成28年度ベース（平成26年度対比で賃金1か月削減を継続）となるので留意すること。

⑦その他（配分予算の取扱い）

- ・ 臨時的経費要求がない場合、部に配分した予算については査定を行わない。
- ・ 臨時的経費要求がある場合、各事業について過去の実績（決算額等）を参考に適正金額の検証を行い、配分後に査定を行う。
- ・ 新規・拡充事業、制度改正を伴う事業、要求区分の変更（部内組替⇔臨時）などは、必要に応じ査定を行う。